

愛剣連発 第104号

令和6年2月29日

各地区剣道連盟 殿

一般財団法人愛知県剣道連盟
理事長 東 一 良

第36回愛知県ねんりんピック
剣道大会開催について

標記大会を、別紙要項により開催いたします。

つきましてはご多忙中恐縮ですが地区該当する会員皆様の多数の参加を希望いたしておりますので、よろしく願いいたします。

第35回愛知県ねんりんピック剣道大会要項

1. 主催 (一財) 愛知県剣道連盟
2. 期 日 令和6年5月6日(㊦) 12時集合
伝達講習会終了後、受付開始
受付締切(12:30予定)
3. 会 場 中村スポーツセンター ☎052-413-8021
5. 試 合 全日本剣道連盟試合規則ならびに審判規則による。
6. 試合方法 トーナメント方式とし60歳～64歳の部と65才～69歳の部、70歳以上の部に分ける。
7. 参加資格 昭和40年4月1日以前に生まれた人とする。
60～64歳の部 昭和35年4月2日～昭和40年4月1日までに生まれた人
65～69歳の部 昭和30年4月2日～昭和35年4月1日までに生まれた人
70歳以上の部 昭和30年4月1日以前に生まれた人
令和5年度愛媛大会に出場した選手は参加できない。
名古屋市内在住者は参加できない。
8. 表 彰 (1) 優勝、二位の選手に賞品を贈る
(2) 参加者全員に参加賞を贈る
9. 参加料 一人2000円、申込みと同時。(含傷害保険料)
10. 申込方法 別添申込書による。現金書留か直接事務所に持参する。
11. 申込期日 令和6年4月19日(金)
12. 申込先 〒453-0035名古屋市中村区十王町11-22
(一財)愛知県剣道連盟 ☎(052)481-0093
13. その他 (1) 主催者は、応急手当て以外の責任を負わない。
参加者各自の健康は各自で責任をもつこと。
(2) 本大会は「第36回全国健康福祉剣道大会(ねんりんピックとっとり2024)」の予選を兼ねております。
選手の構成は、60～64歳 3名、65～69歳 1名、70歳以上 1名とし、補欠は70歳以上から1名選出する。
(3) 災害等で、大会が中止になった場合、参加料はお返しいたしません。

第36回愛知県ねんりんピック申込書

下記のとおり申し込みます。

令和6年 月 日

ふりがな 氏名		年 月 日(生)	才
住所	〒 〇		
部門	60～64歳の部 ・ 65～69歳の部 ・ 70歳以上の部 該当する部門に○をお付け下さい。		
段位		主な稽古場所	
職業		会員番号	

※メンバー構成上年齢は正確に記載の事 ※締切 令和6年4月19日(金)

※参加料 2000 円申込と同時(保険料含む)

※記載事項は本件以外に使用しません。

第36回愛知県ねんりんピック申込書

下記のとおり申し込みます。

令和6年 月 日

ふりがな 氏名		年 月 日(生)	才
住所	〒 〇		
部門	60～64歳の部 ・ 65～69歳の部 ・ 70歳以上の部 該当する部門に○をお付け下さい。		
段位		主な稽古場所	
職業		会員番号	

※メンバー構成上年齢は正確に記載の事 ※締切 令和6年4月19日(金)

※参加料 2000 円申込と同時(保険料含む)

※記載事項は本件以外に使用しません。

第 36 回愛知県ねんりんピック剣道大会

試合上の注意事項

一般財団法人愛知県剣道連盟

- 今大会の試合は三本勝負で行います。試合時間は当日発表します。
- 試合時間内に勝敗の決しない場合は、延長戦を行い、先に1本取った者を勝ちとします。延長戦は3分間ずつ区切って行い、3回延長戦をして勝敗の決しない場合は、3分間の休憩を与えます(水分補給可)。
- 試合者は、必ず面マスクまたはシールドを着用すること。シールドを用意していない方は大会本部で購入してください。(1個 800円)
- 面マスクは、必ず鼻を覆うように装着すること。シールドに関しては、口を覆うものを必須とし、目を覆うものは自由とする。
- 試合者は、鏝ぜり合いを避けること。接触した瞬間の引き技や体当たりからの技は認めず。鏝ぜり合いになった場合、技が出ない場合は、試合者自ら積極的に分かれてください。審判員の「分かれ」の宣告を待つのではなく、試合者双方で分かれる努力をしてください。
- 鏝ぜり合いの解消に至る時間は「一呼吸(目安としておよそ3秒)」とする。
 - ※分かれる場合は、お互いの剣先が完全に触れない位置まで下がること。
 - ※分かれる場合は、剣先を開いたり、下げて分かれられないこと。
 - ※鏝ぜり合いを解消する場合は、双方がバラバラに下がらない。また、双方が徐々に下がるのではなく、鏝と鏝を押し合う力を利用して一気に下がること。
 - ※分かれる途中に相手の竹刀を「叩いたり」「巻いたり」「逆交差」をしないこと。
- 分かれる場合、相手だけに下がらせて自分が下がらない行為は反則です。
- 分かれる相手に対しての引き技は有効打突になりません。
- 一方が分かれようとしている場合に追い込んで打突する行為や、分かれようと見せかけて引き技を打突する行為は反則の対象です。
- 意図的な時間空費や防御姿勢(勝負の回避)による相手に接近する行為は反則です。

**剣道試合・審判規則第1条「公明正大に試合をし」
に反する行為は反則です。**